

消費生活協同組合模範定款例 新旧対照表

改正後	現行
<p>第3章 役職員 (役員選挙) 注1 第21条 1～2 (略) 3 <u>監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。また、監事の互選をもって常勤の監事を定めるものとする。注4</u> <u>(1) 当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。注5</u> <u>(2) その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。</u> <u>(3) 当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。</u> 4 (略)</p> <p>(注) 1～3 (略) (注) 4 負債総額200億円超の組合については、本規定を設けなければならない。また、負債総額200億円以下の組合においては、本規定を設けなくてもよい。 <u>(注) 5 連合会以外の組合は、「組合員又は組合の使用人以外の者」とし、連合会にあっては、「会員たる法人の役員又は使用人以外の者」とする。</u></p>	<p>第3章 役職員 (役員選挙) 注1 第21条 1～2 (略) 3 監事のうち1人以上は、組合員又は組合の使用人以外の者注4であって、その就任の前5年間組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたものとする。また、監事の互選をもって常勤の監事を定めるものとする。注5 4 (略)</p> <p>(注) 1～3 (略) <u>(注) 4 連合会にあっては、「組合員又は組合の使用人以外の者」とあるのは、「会員たる法人の役員又は使用人以外の者」とする。</u> (注) 5 負債総額200億円超の組合については、本規定を設けなければならない。また、負債総額200億円以下の組合においては、本規定を設けなくてもよい。</p>
<p>(役員選任) (注) 1 第〇〇条 1～2 (略) 3 <u>監事のうち1人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。また、監事の互選をもって常勤の監事を定めることとする。注4</u> <u>(1) 当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。注5</u> <u>(2) その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。</u> <u>(3) 当該組合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。</u> 4 (略)</p> <p>(注) 1～5 (略)</p>	<p>(役員選任) (注) 1 第〇〇条 1～2 (略) 3 監事のうち1人以上は、組合員又は組合の使用人以外の者注4であって、その就任の前5年間組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役若しくは使用人でなかつたものとする。また、監事の互選をもって常勤の監事を定めることとする。注5 4 (略)</p> <p>(注) 1～5 (略)</p>